

4. 応急措置

吸入した場合	通常の雰囲気では揮発しない。
皮膚に付着した場合	石鹼、水で洗い流す。溶融物が付着した場合は、素早く大量の水で冷やす。火傷の程度により医師の診察を受ける。
目に入った場合	眼球を傷つける可能性があるので清浄な水で15分以上洗い流す。異物が目に残るようであれば、眼科医の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	直ちにできるだけ吐き出し、異常を感じるようであれば、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤	水、泡沫消火剤(エアフォーム)、粉末消火剤
特有の消火方法	風上から、消火剤、大量の水により消火する。水には冷却効果があり、消火には有効であるが、溶融物にホース等で直接かけると、溶融物が飛び散り、火災が広がる恐れがあるので、注意が必要である。
消火を行う者の保護	消火作業は、風上から行い、空気呼吸器や保護具を着用すること。
特有の危険有害性	燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素およびその酸化物、フッ化水素、フッ化カルボニル、低分子量のフッ化炭素等を生成する可能性がある。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	特に危険な物質ではない。
環境に対する注意事項	排水系等の水面へ漏出した場合は、鳥類、魚類への悪影響もあるので、全て回収する。
除去方法	飛散物を掃き集め、適切な方法で廃棄又は焼却する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	歩行中に製品を踏みつけた場合は、転倒の恐れがある為に、歩行域には製品を取り除くように注意する。 製品に印刷などの加工を行う場合は、静電気等により引火の可能性がある為に、静電気除去装置を適切な場所に設置する必要がある。 製品で顔、頭を覆うと、窒息の恐れがあるので、決して行わない。 粉塵が発生する作業場では、粉塵マスク等適切な保護具を使用するか適切な排気装置のもとで作業する。
保管	屋内倉庫で、直射日光、水濡れ、急激な温度変化等を避け、衛生的に保管することが望ましい。 貯蔵場所では、みだりに火気を使用しない。 火源、熱源、強酸化剤との接触は厳禁。

8. 暴露防止措置及び保護措置

管理濃度 設定されていない
 許容濃度 日本産業衛生学会、ACGIHではこの物質の許容濃度を設定していない
 ただし粉塵は有害粒子として取扱い、吸入を避けることが妥当と考える。
 以下に粉塵許容濃度の勧告値を参考までに示す。

	許容濃度 mg/m ³ (TWA)	
	吸入性粉塵	総粉塵
日本産業衛生学会(2007年度)(第3種粉塵)	2	8
ACGIH(2004年度)(一般粉塵)	3	10

設備対策 特になし
 保護具 必要に応じ適宜、安全靴、安全帽子(ヘルメット)、手袋等の保護具を着用する。

9. 物理及び化学的性質

物理的状態
 形状 袋
 色 白色(印刷あり)
 臭い ほとんど無臭に近い
 pH 該当しない

物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲

	耐油耐水紙
融点	—
発火点	450°C
密度	約0.7g/cm ³
溶解性	水に対して不溶

10. 安定性及び反応性

安定性 化学的に安定した物質であり、爆発性はなく、他の物質との反応性もない。
 特定条件下で生じる危険な反応 燃焼時に発生する一酸化炭素は、吸入した場合、きわめて有毒であり、二酸化炭素も、高濃度では窒息剤となる。燃焼時生成物への急激な過度の暴露は、呼吸器系に刺激を与えることがある。
 避けるべき条件 強酸化剤
 危険有害な分解生成物 炭化水素及びその酸化物(アルデヒド、酸、アルコール等)、フッ化水素、フッ化カルボニル、低分子量のフッ化炭素等

11. 有害性情報

急性毒性	特に知見なし(特別な問題はないと考えている)
皮膚腐食性・刺激性	通常の状態では皮膚に対する腐食性・刺激性はない
眼に対する重篤な損傷・刺激性	通常の状態では眼に対する損傷・刺激性はない
感作性・変異原性・生殖毒性	特に知見なし(特別な問題はないと考えている)
発がん性	ポリアミド・エピクロロヒドリン樹脂中に含まれるエピクロロヒドリンはIARCの発がん性区分でグループ2A(ヒトに対する発がん性がおそらくある)に分類される(計算値による含有量は1ppm以下)。

12. 環境影響情報

分解性	環境に於いて長期間分解しない。
生体蓄積性・その他	海洋生物、鳥類が摂取することを防止する為、いかなる海洋や水域でも、放棄、放出してはならない。

13. 廃棄上の注意

埋め立てるときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法」に従って、公認の産業廃棄物処理業者若しくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはその団体に委託して処理する。
焼却するときには、焼却設備を用いて大気汚染防止法条例等の諸法令に適合した処理を施して焼却する。

14. 輸送上の注意 梱包材が破れないように、水濡れや乱暴な取扱いを避ける。

15. 適用法令

消防法	指定可燃物 ぼろ及び紙くず(指定数量1000kg)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物、廃プラスチック類

16. その他の情報

記載した内容は、現時点で入手し得る資料、情報、データに基づいて作成しており、上記情報は新しい知見により改訂されることがあります。

また、注意事項は通常の手配を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には、用法・用途に適した安全対策を実施のうえ、ご使用ください。

尚、上記の内容は情報提供であって、品質を保証するものではありません。